

令和8年度長久手市物価高騰対策等支援金（障害福祉サービス等  
事業所分）交付要綱

（趣旨）

第1条 エネルギー、食料品等の物価高騰に直面し、経常的な支出が増加する障害福祉サービス等事業所が、質の高い障害福祉サービス等を継続して提供できるよう、継続的なかかりまし経費に対して予算の範囲内において、物価高騰対策等支援金（障害福祉サービス等事業所分）（以下「支援金」という。）を交付する。この交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

（交付対象）

第2条 交付の対象は、令和8年4月1日時点において、長久手市内に事業所を有する障害福祉サービス等の提供を行う事業者であり、引き続き1年以上事業を継続する見込みがある者とする。

2 交付対象となる事業者は、市から委託を受けて障害福祉サービス事業等を行う事業所を除く市長が認める別表の事業所を運営する事業者とする。

（支援金の額及び回数等）

第3条 支援金の額は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労継続支援、同条第18項に規定する共同生活援助及び長久手市地域生活支援事業実施要綱第3条に規定する日中一時支援事業を行う事業所は、1事業所あたり20万円とする。

(2) 総合支援法第5条第19項に規定する特定相談支援事業又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業を行う事業所は、1事業所あたり10万円とする。

(3) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第3項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所は、1事業所あたり20万円とする。

2 前項各号のいずれの場合においても、同一の事業者が、同一の住所にある

事業所において複数の種別の事業を行っている場合（全ての設備を事業ごとに整備し指定を受けている場合を除く。）は、合わせてひとつの事業所とみなす。

3 支援金の交付回数は、1回限りとする。

（交付申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする事業者は、令和8年度長久手市物価高騰対策等支援金（障害福祉サービス等事業所分）交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式第1号）を令和8年6月30日までに市長へ提出しなければならない。

（支援金の交付）

第5条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和8年度長久手市物価高騰対策等支援金（障害福祉サービス等事業所分）交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知し、支援金を口座振込により交付する。

2 前項に該当しないと認めたときは、申請者に対し書面により通知する。

（交付決定の額の取消し又は返還）

第6条 市長は、事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 申請の取下げがあった場合

(2) 本要綱に違反した場合

(3) 虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合

(4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが適当でないと認められた場合

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業者		事業所	
1	社会福祉法人むそう	(1)	かわせみ工房
		(2)	日中活動支援センター かわせみ工房
		(3)	ぴっといん
		(※)	さがみねハウス
		(4)	ぴゅん長久手
2	特定非営利活動法人百千鳥	(5)	グループホームm i r a i
		(6)	m i r a - k u r u サービス きんつば
3	株式会社マゼンダ	(7)	サクラワークス。
		(8)	グループホームせん
4	社会福祉法人あいち福祉会	(9)	たかぎ作業所
5	特定非営利活動法人楽歩	(10)	生活介護きらり
		(※)	就労支援楽種子
		(11)	就労支援舞星ジョブ長久手
		(12)	ここナガ相談室
		(※)	創楽
(13)	グループホームらふう		
6	株式会社トビラ	(14)	タヨリバ名古屋東
7	株式会社フォルツァ	(15)	ストラダ長久手
8	株式会社I MOM	(16)	I MOM長久手
9	合同会社メルシー	(17)	こだまのいえ杖ヶ池公園
10	株式会社ミクルライフサポート	(18)	みらいえ愛知
11	株式会社My way	(19)	相談支援事業所L i e n
12	株式会社ポカラ	(20)	放課後等デイサービス ポカラポット
13	株式会社フォーキャスト	(21)	フォーリーフ はなみずき校
		(22)	フォーリーフ ジョブトレ
		(23)	フォーリーフ 市が洞校
		(24)	相談支援事業所 デイジー
14	株式会社すてっぷ	(25)	北風と太陽長久手
15	株式会社コアスリー	(26)	I P P O長久手
16	株式会社クラ・ゼミ	(27)	こどもサポート教室「きらり」長久手校

17	株式会社丸善ケアサポート	(28)	RAINBOW長久手中央クラブ
		(29)	RAINBOW杵ヶ池クラブ
		(30)	RAINBOW長久手南クラブ
18	株式会社アイムファイン	(31)	ブロッサムジュニア長久手藤が丘教室
19	合同会社シルム	(32)	きりんのおうち
20	合同会社katalica	(33)	児童発達支援・放課後等デイサービス みちくさ
21	株式会社コルトスグループ	(34)	コルトス $\alpha$

(※) 第3条第2項に該当

様式第1号（第4条関係）

令和8年度長久手市物価高騰対策等支援金（障害福祉サービス等事業所分）交付申請書

令和 年 月 日

長久手市長 殿

所在地  
事業者名  
代表者名

令和8年度長久手市物価高騰対策等支援金（障害福祉サービス等事業所分）の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、令和8年度長久手市物価高騰対策等支援金（障害福祉サービス等事業所分）交付要綱を遵守します。

記

1 事業所数及び名称

- (1) 事業所数 \_\_\_\_\_ 事業所  
(2) 事業所名（全ての事業所の名称を記載）

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協		本店 支店 出張所
預金の種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ	-----		
口座名義人			

様式第2号（第5条関係）

令和8年度長久手市物価高騰対策等支援金（障害福祉サービス等事業所分）交付決定通知書

令和 年 月 日

殿

長久手市長 佐藤 有美

年 月 日に交付申請のありました令和8年度長久手市物価高騰対策等支援金（障害福祉サービス等事業所分）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付決定額 金 円 （ 事業所分）